

交通安全施設等

(警察本部所管分)

- 府民公募型
 - ・ 技術審査一覧 P 1 ~ 3
 - ・ 個別箇所表 整理番号 1 ~ 19
- 既要望
 - ・ 技術審査一覧 P 23
 - ・ 個別箇所表 整理番号 1 ~ 6

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考	
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 （欄外:対象番号を記入）	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性					
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等と の調整の難易				
1	交通 安全 施設	信号機 （新設）	南区上鳥羽塔ノ本 町17番地2先久世 橋通上鳥羽経53号 線交差点	交差点の交通量が多く、 久世橋通を横断する歩行 者も多いため信号機の設 置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		南署管内 （受付番号 7）
2	交通 安全 施設	信号機 （新設）	伏見区小栗栖北後 藤町1番地先小栗 栖経39号線かがや き保育園前	交通量が多く事故も発生 していることから、交差 点の事故を防止するため 信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	実施 しない		山科署管内 （受付番号 15）
3	交通 安全 施設	信号機 （新設）	伏見区久我石原町 2番地37先伏見向 日線久我18号線交 差点	通学路であるが府道の交 通量が多く、通行する車 両も停止してくれないた め押ボタン信号機の設置 要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	実施 しない		向日町署管内 （受付番号 29）
4	交通 安全 施設	信号機 （新設）	伏見区久我石原町 2番地5先伏見向 日線久我52号線交 差点	通学路に指定されている が、府道がカーブしてお り見通しが悪く、交通量 も多いため押ボタン信号 機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	実施 しない		向日町署管内 （受付番号 42）
5	交通 安全 施設	信号機 （新設）	左京区岡崎入江町 1番地1先吉田東 通春日北通交差点	通学路であるが、交通量 が多く児童が横断する際 大変危険であるため信号 機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	実施 しない		川端署管内 （受付番号 91）
6	交通 安全 施設	信号機 （新設）	左京区八瀬秋元町 358番地先国道367 号八瀬小学校（新 校舎）前	平成26年1月に完成予定 の八瀬小学校の新校舎が 国道に面しているため信 号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		下鴨署管内 （受付番号 136）
7	交通 安全 施設	信号機 （新設）	左京区静海市原町 910番地101先下鴨 静原大原線幡枝葵 森線交差点	カーブ付近にある三叉路 で見通しが悪い。通行車 両の速度も速く安全に横 断できるよう信号機の設 置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	○	実施 しない		下鴨署管内 （受付番号 151）
8	交通 安全 施設	信号機 （新設）	山科区西野山中鳥 井町91番地23先勸 修寺日ノ岡線（大 石道）	変則な交差点で横断歩道 は設置されているが大石 道の交通量が多く渡れな いため信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	実施 しない		山科署管内 （受付番号 317）

◆【第１段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第２段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第１段階チェック）		技術審査（第２段階チェック）結果						技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 （欄外：対象番号を記入）	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等と の調整の難易			
9	交通 安全 施設	信号機 （新設）	右京区太秦木ノ下 町１番地７先国道 162号（天神川通） 太秦緯210号線交差 点	市道から天神川通へ右折 する際の見通しが悪く、 南行する際も右折車が見 えにくいため信号機の設 置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施 しない		右京署管内 （受付番号 329）
10	交通 安全 施設	信号機 （半感应化）	伏見区淀下津町 京都守口線淀下津 交差点	交差点事故が懸念される ため、信号機の半感应化 を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		伏見署管内 （受付番号１）
11	交通 安全 施設	信号機 （歩灯増設）	北区紫竹東栗栖町 北山通牛若交差点	通学路の安全対策とし て、歩行者灯器の増設を 要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		北署管内 （受付番号２）
12	交通 安全 施設	信号機 （歩灯増設）	山科区西野山百々 町 新大石道西野山 百々町交差点	通学路の安全対策とし て、歩行者灯器の増設を 要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		山科署管内 （受付番号３）
13	交通 安全 施設	信号機 （歩灯増設）	北区大宮田尻町 旧大宮通大宮小学 校北側道交差点	通学路の安全対策とし て、歩行者灯器の増設を 要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		北署管内 （受付番号４）
14	交通 安全 施設	信号機 （灯器改良）	南区久世中久世町 新幹線西側道久世 西小学校道交差点	通学路の安全対策とし て、歩行者灯器の改良を 要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		南署管内 （受付番号14）
15	交通 安全 施設	信号機 （歩灯増設）	上京区新柵屋町 中立売通浄福寺交 差点	通学路の安全対策とし て、歩行者灯器の増設を 要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		上京署管内 （受付番号75）
16	交通 安全 施設	信号機 （歩灯増設） 横断歩道	西京区大枝西長町 大山崎大枝線大枝 里〇１４〇号線交 差点	歩行者動線に合わせて、 横断歩道と歩行者灯器の 増設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		西京署管内 （受付番号 99・135・301）

◆【第１段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第２段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第１段階チェック）		技術審査（第２段階チェック）結果						技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考	
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 （欄外：対象番号を記入）	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性					
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等と の調整の難易				
17	交通 安全 施設	信号機 （灯器改良）	下京区花屋町 間之町上珠数屋町 交差点	交差点であることを明確 にするため、灯器のＬＥ Ｄ化を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		下京署管内 （受付番号 142）
18	交通 安全 施設	信号機 （移設）	山科区小野蚊ヶ瀬 町 名神南側道山科川 交差点	歩行者動線に合わせて、 信号機の移設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		山科署管内 （受付番号 177）
19	交通 安全 施設	信号機 （移設）	南区上鳥羽 中山稻荷線旧千本 交差点	歩行の妨げとなっている 信号柱の移設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		南署管内 （受付番号 319）

◆【第１段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

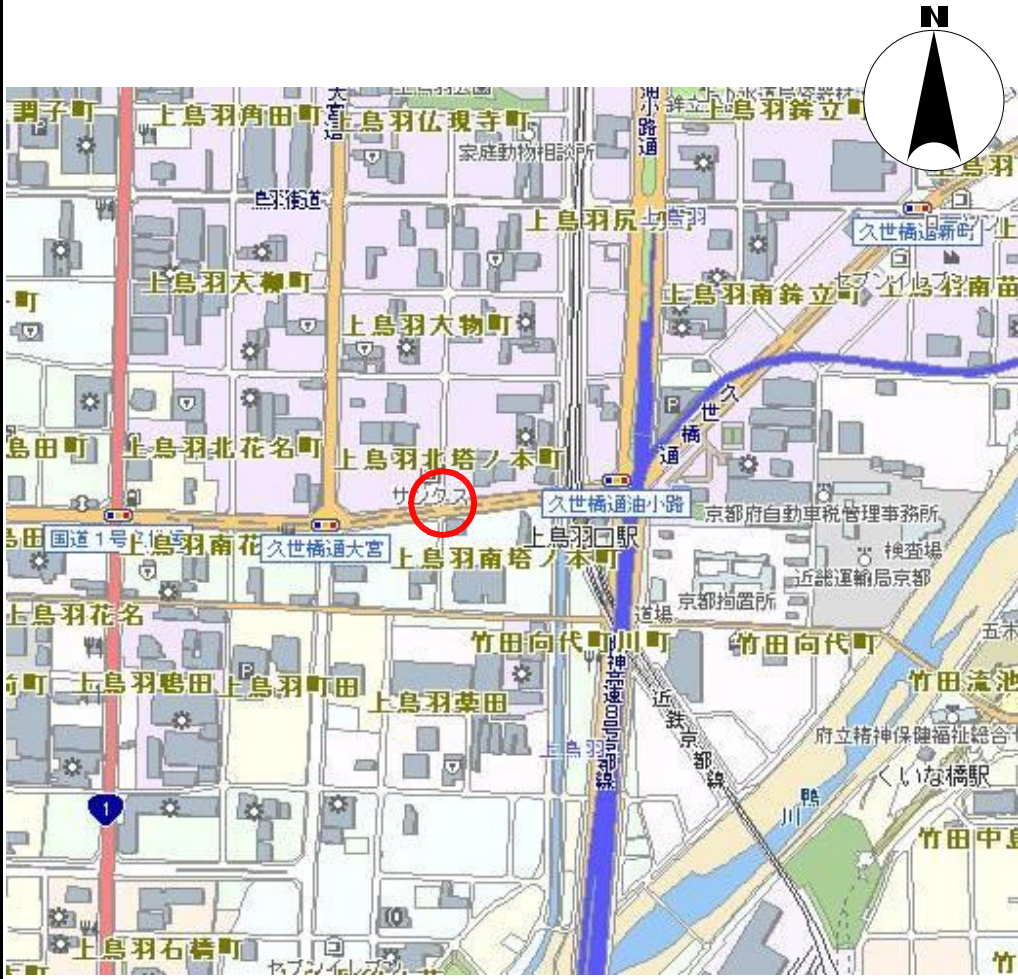
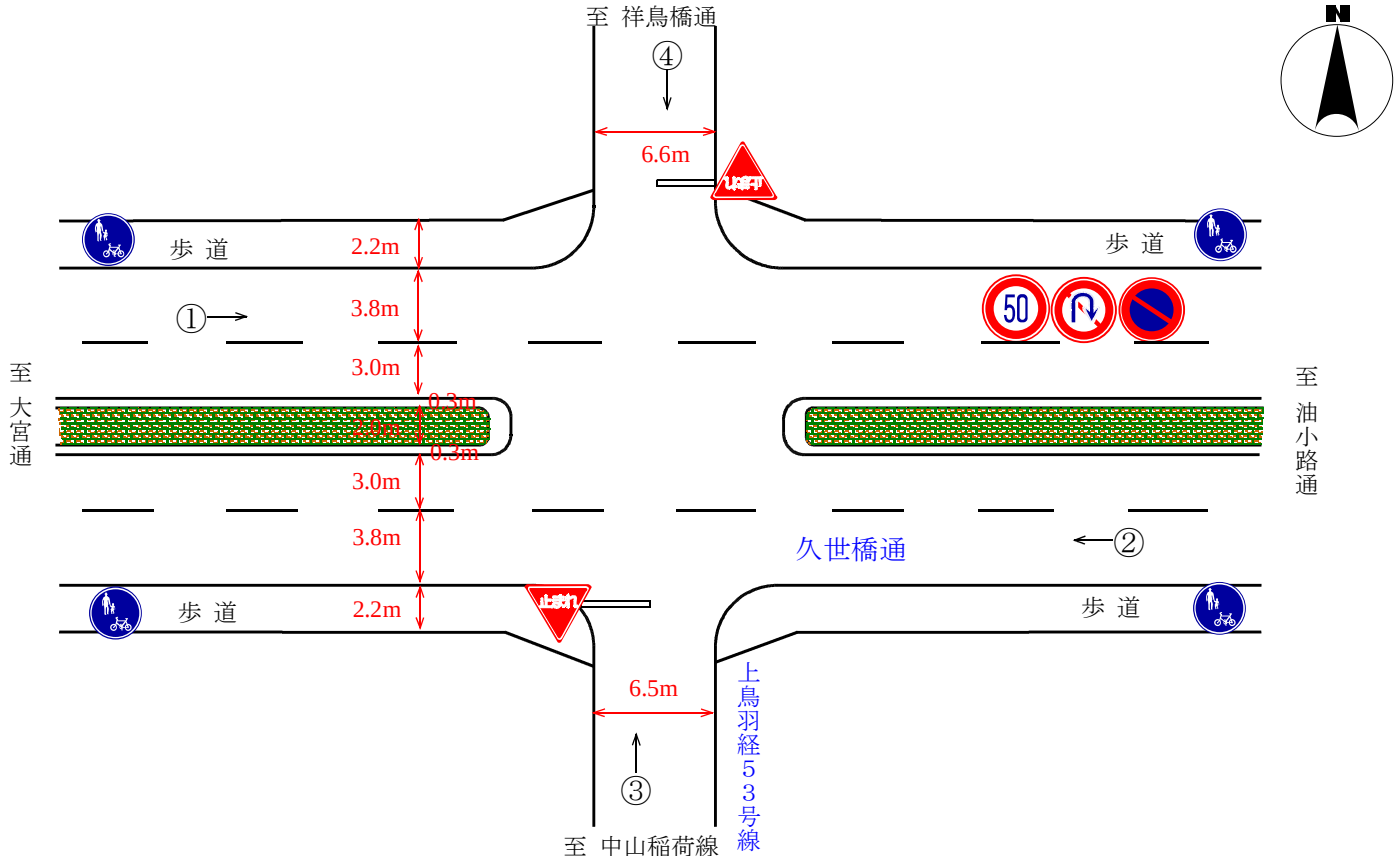
- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第２段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業

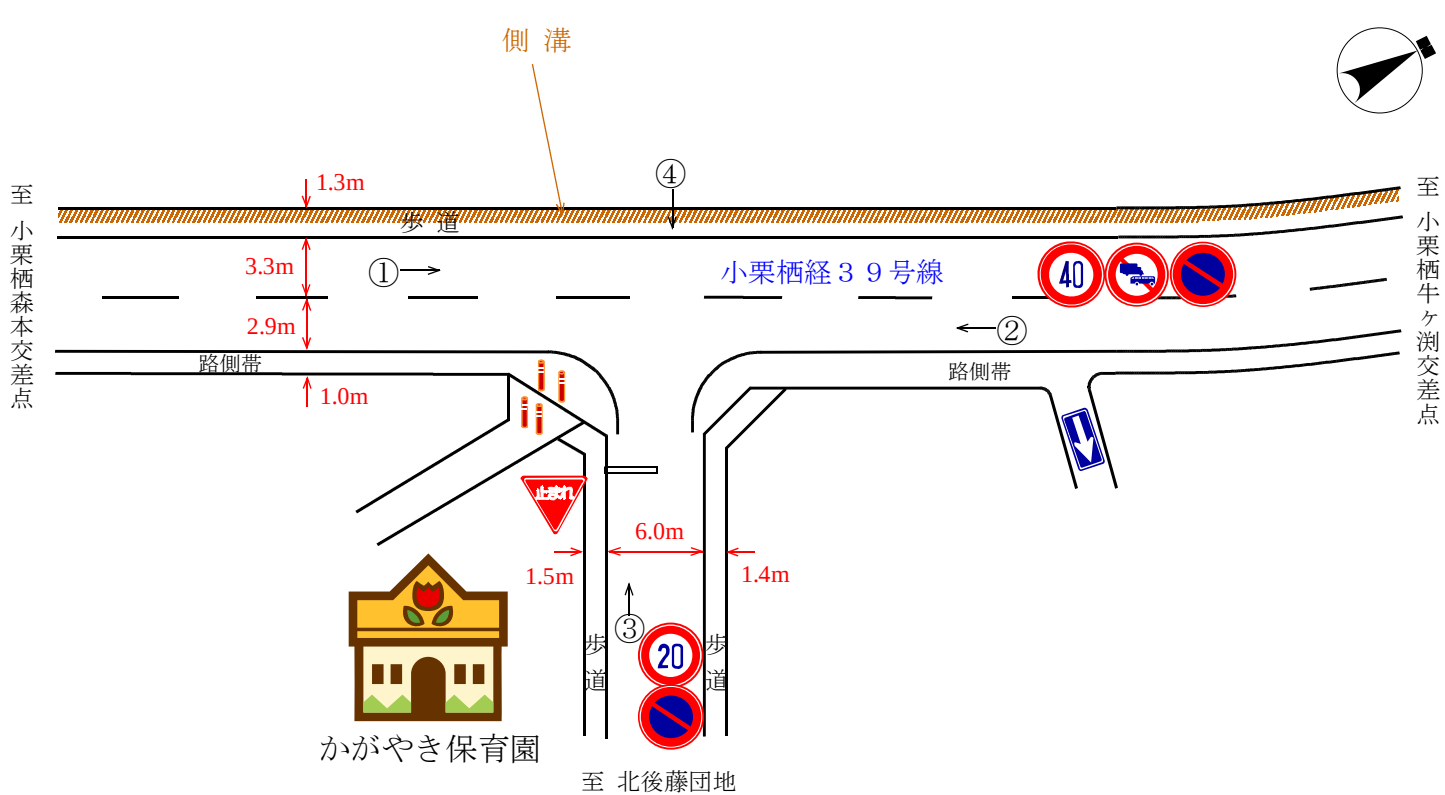
(府民提案型) < 既要望 >

整 理 番 号	1	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・押ボタン式）		
所 在 地	南区上鳥羽南塔ノ本町17番地 2 先 久世橋通上鳥羽経53号線交差点		
現 在 の 状 況	・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 交差点周辺には運送会社、工場等が多く、 東方には近鉄上鳥羽口駅がある。		
要 望 内 容	交差点の交通量が多く、久世橋通を横断する歩行者も多いため、安全に横断できるよう信号機の設置要望 受付番号7（4月22日受理）		
位 置 図		①  ②  ③  ④ 	
対 応 案	実施する。	交 差 点 図 面	
			

府民公募型整備事業

府民提案型

< 既要望 >

整 理 番 号	2	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・定周期式）		
所 在 地	伏見区小栗栖北後藤町1番地先 小栗栖経39号線かがやき保育園前		
現 在 の 状 況	・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 交差点西側は住宅及びマンション、東側は府営北後藤団地である。南東角にはかがやき保育園、東方には池田小学校、栗陵中学校がある。		
要 望 内 容	交通量が多く、事故も発生していることから、交差点の事故を防止するため、信号機の設置要望 受付番号15（4月30日受理）		
位 置 図		①  ②  ③  ④ 	
対 応 案	西側歩道の幅員が狭いうえ、側溝となっている部分があり、建柱できないことから、実施しない。	交 差 点 図 面 	

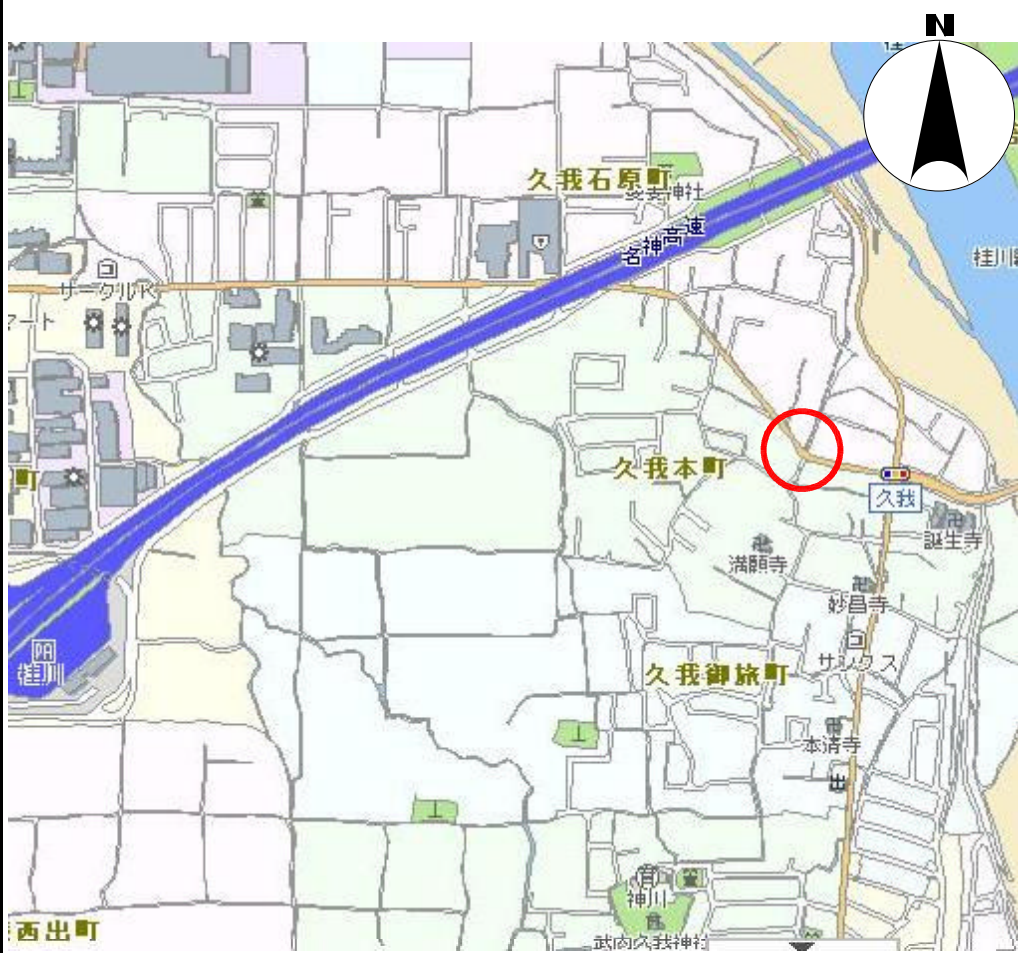
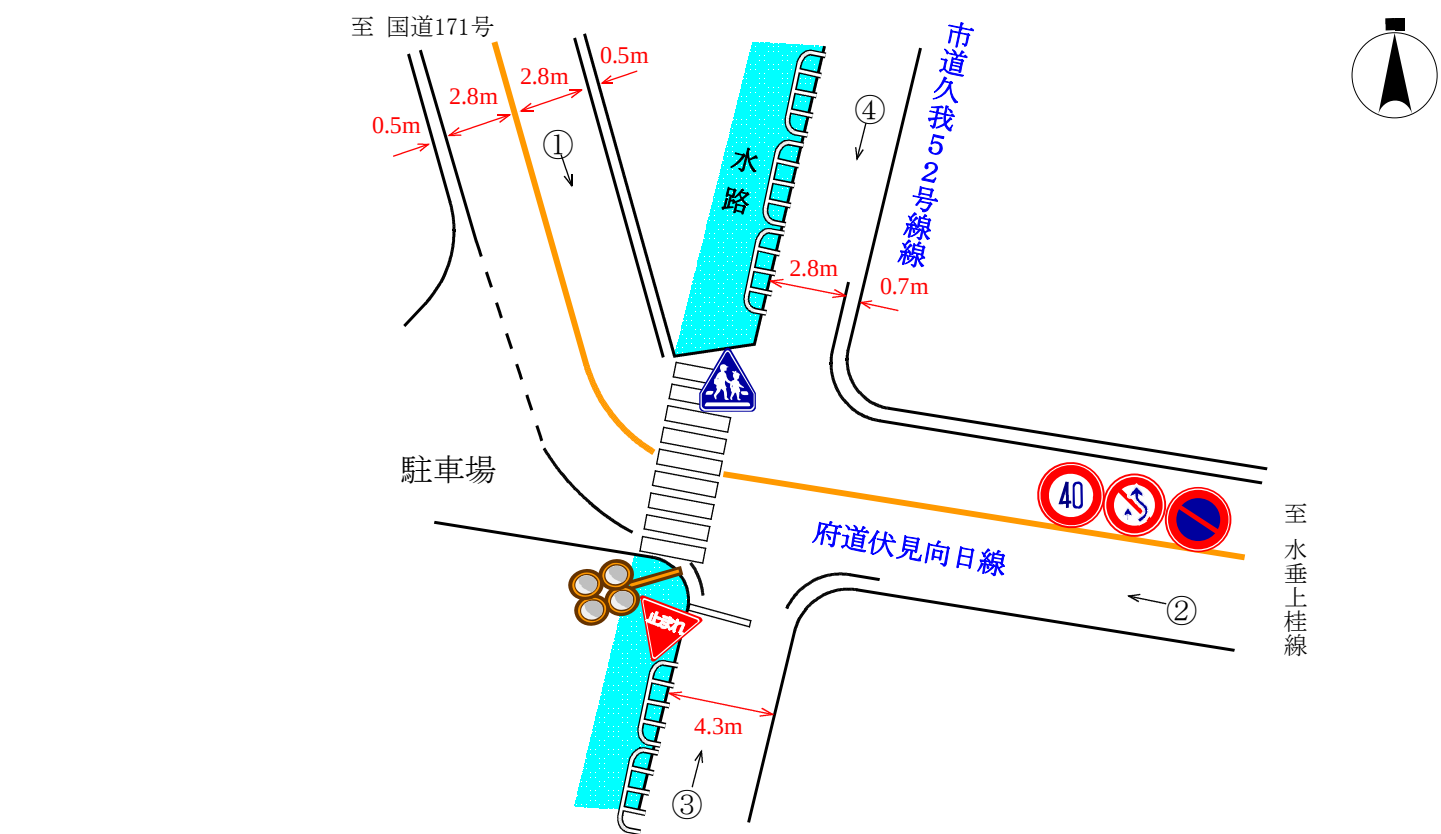
府民公募型整備事業

(府民提案型) < 既要望 >

整 理 番 号	3	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・押ボタン式）		
所 在 地	伏見区久我石原町2番地37先 伏見向日線久我18号線交差点		
現 在 の 状 況	・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 周辺は旧来からの住宅が密集しており、南東方向には神川小学校があり、東方は久我橋、塔の森グラウンドがある。		
要 望 内 容	通学路であるが府道の交通量が多く、通行する車両も停止してくれないため、現在設置されている横断歩道の場所に押ボタン信号機の設置要望 受付番号29（5月20日受理）		
位 置 図		交 差 点 図 面	
対 応 案	北東及び北西側の路肩が側溝であり、建柱スペースがないため、実施できない。		

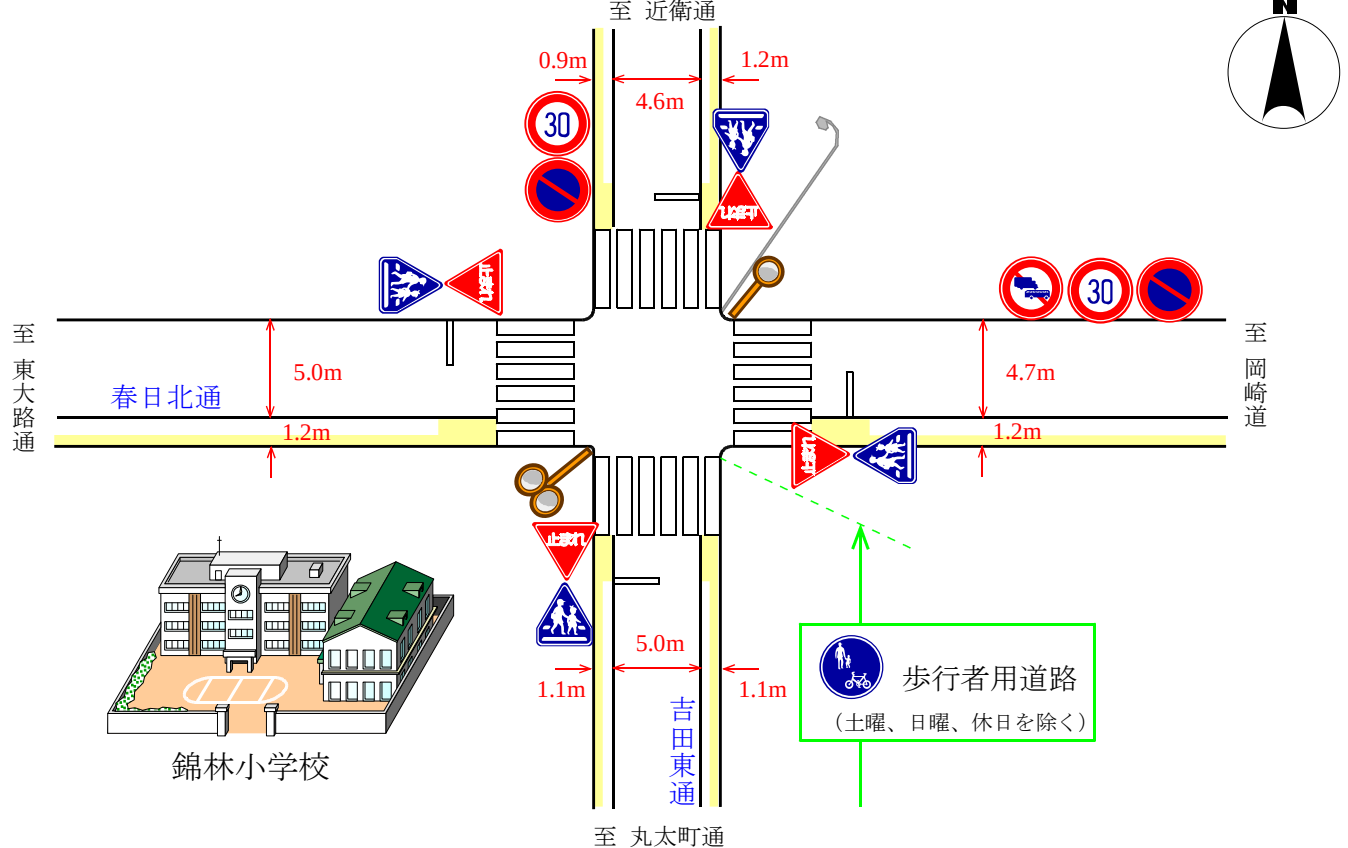
府民公募型整備事業

(府民提案型) < 既要望 >

整 理 番 号	4	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・押ボタン式）		
所 在 地	伏見区久我石原町2番地5先 伏見向日線久我52号線交差点		
現 在 の 状 況	・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 周辺は旧来からの住宅が密集しており、南東方向には神川小学校があり、東方は久我橋、塔の森グラウンドがある。		
要 望 内 容	神川小学校の通学路に指定されているが、府道がカーブしているため見通しが悪く、交通量も多いことから、児童の安全横断を確保するため、押ボタン信号機の設置要望 受付番号42（5月24日受理）		
位 置 図		①  ②  ③  ④ 	
対 応 案	交差点西側（横断歩道下）が水路となっており、また北側路肩部分も狭隘で建柱場所がなく、実施できない。	交 差 点 図 面 	

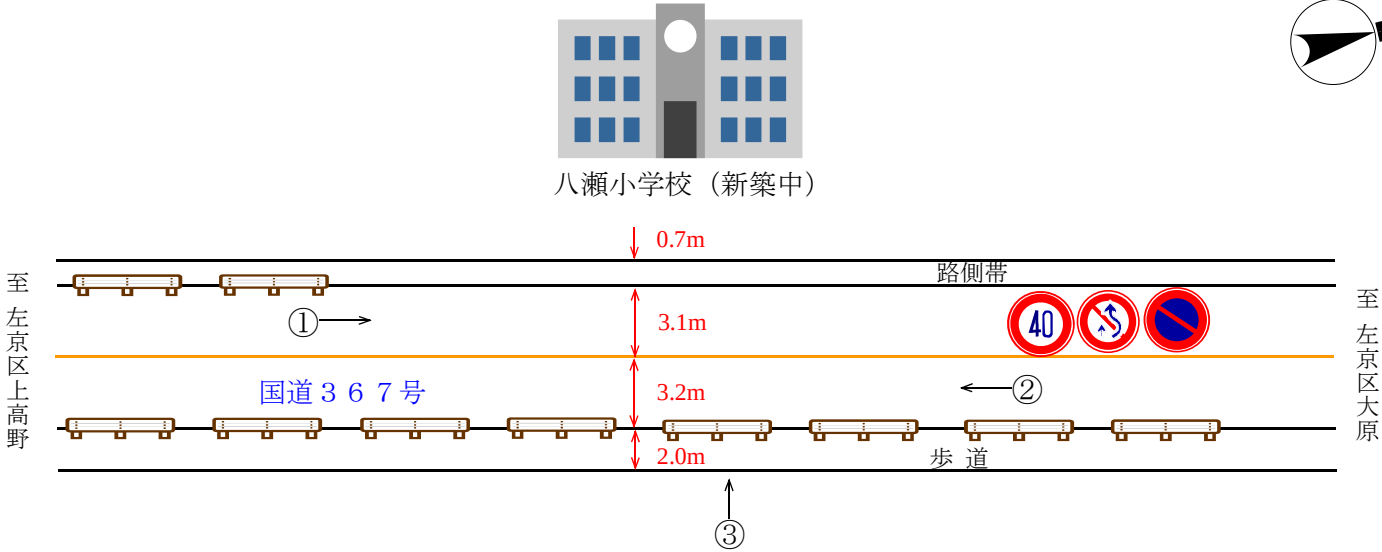
府民公募型整備事業

(府民提案型<既要望>)

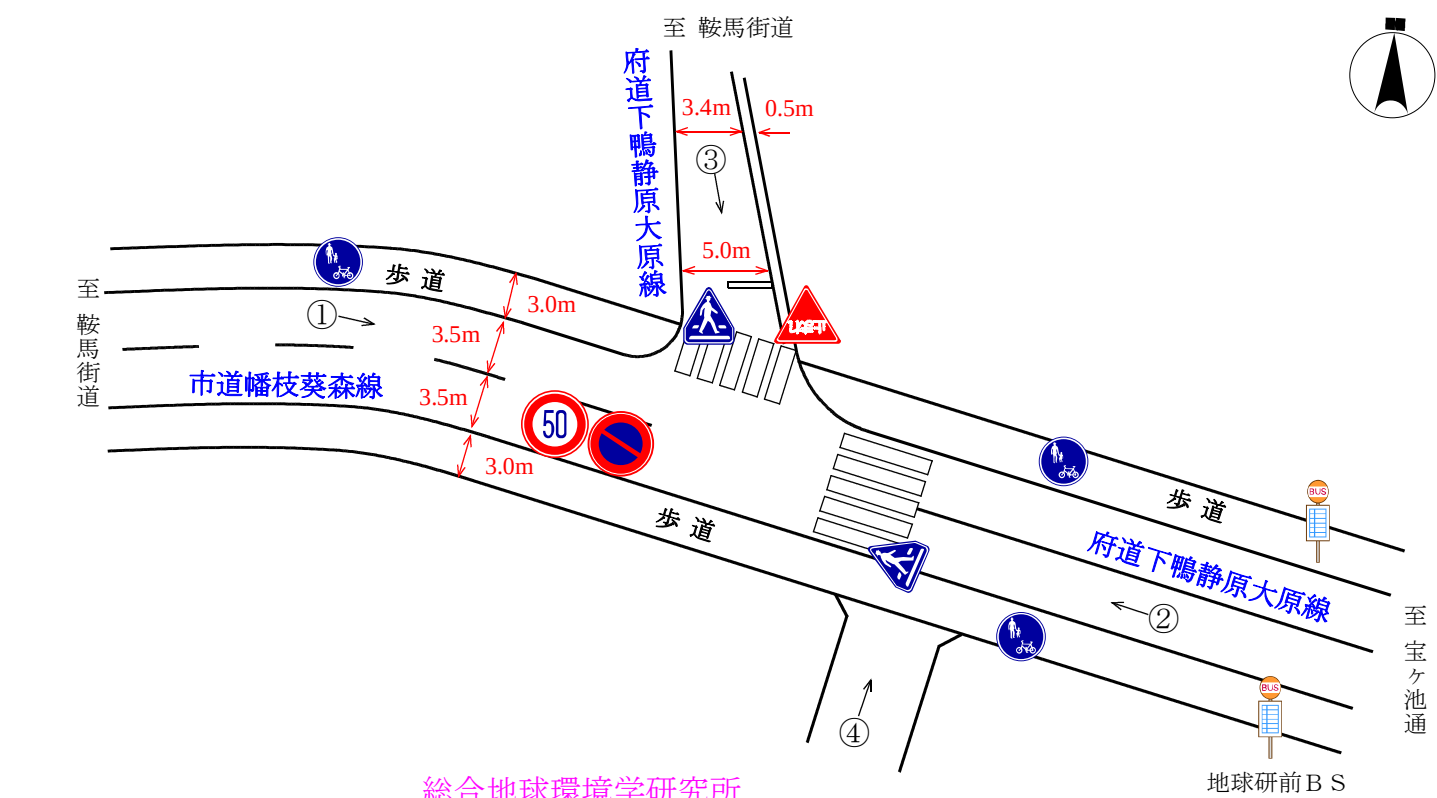
整 理 番 号	5	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・定周期式）	①②③	
所 在 地	左京区岡崎入江町1番地1先 吉田東通春日北通交差点	④⑤	
現 在 の 状 況	・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 周辺は住宅が密集しており、西方には聖護院、南方には平安神宮がある。交差点南側は錦林小学校である。		
要 望 内 容	通学路であるが、交通量が多く、児童が横断する際、大変危険であるため、信号機の設置要望 受付番号91（6月10日受理）		
位 置 図		交 差 点 図 面 	
対 応 案	交差点の形状から建柱するスペース及び歩行者の滞留スペースがないため、実施しない。		

府民公募型整備事業

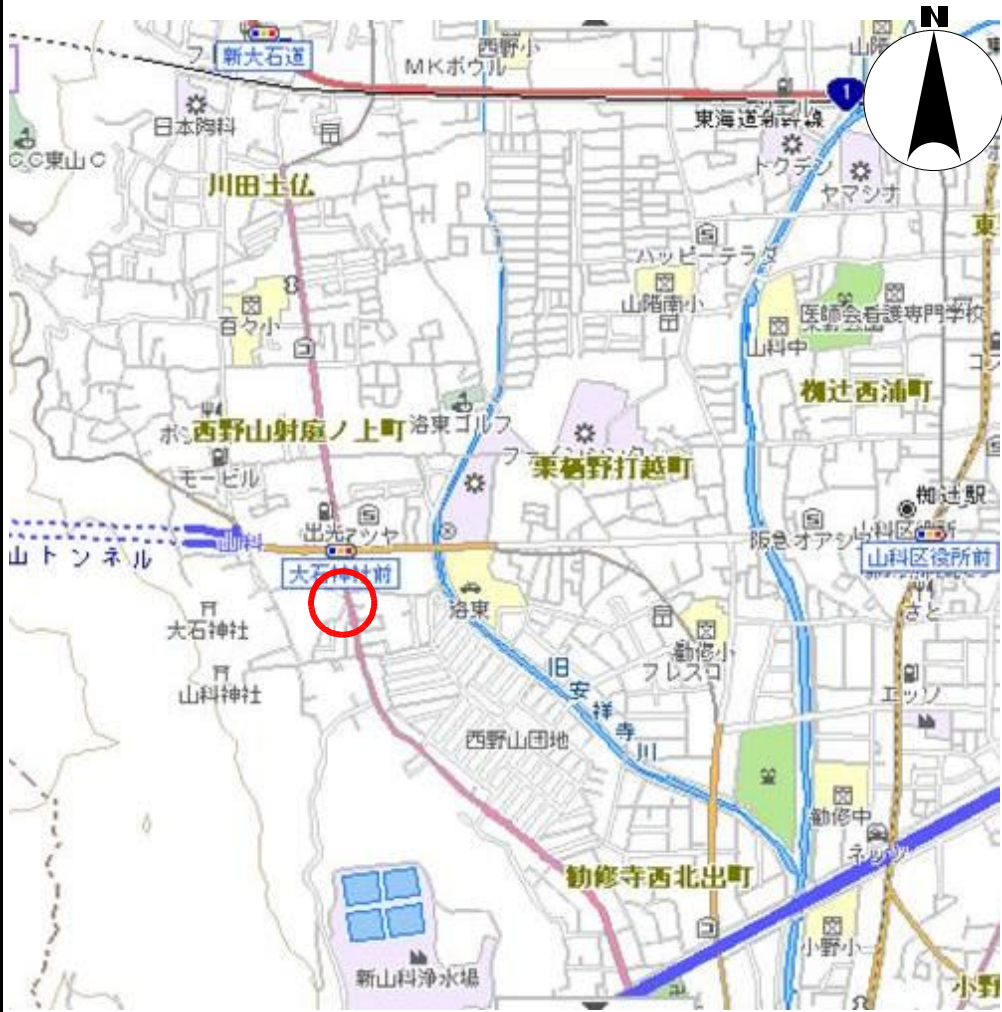
(府民提案型) < 既要望 >

整 理 番 号	6	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・押ボタン式）		
所 在 地	左京区八瀬秋元町358番地先 国道367号八瀬小学校（新校舍）前		
現 在 の 状 況	・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 周辺は旧来からの住宅が点在している。要望箇所の西側には八瀬小学校が新設予定であり、現在建築中である。		
要 望 内 容	平成26年1月に完成予定の八瀬小学校の新校舍が国道に面していることから、児童の安全横断を確保するため、信号機の設置要望 受付番号136（6月19日受理）		
位 置 図			
		交 差 点 図 面	
			
対 応 案	実施する。		

府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	7	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・押ボタン式）		
所 在 地	左京区静市市原町910番地101先 下鴨静原大原線幡枝葵森線交差点		
現 在 の 状 況	・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 周辺は旧来からの住宅、新興住宅が混在し、 東方には精華大学、北稜高校があり、南西方向には京都産業大学がある。		
要 望 内 容	カーブ付近にある三叉路であり見通しも悪い。通行する車両の速度も速いことから、安全に横断できるよう押ボタン信号機の設置要望 受付番号151（6月24日受理）		
位 置 図		交 差 点 図 面	
対 応 案	横断実態も少なく、交通量等、現在の交通環境を勘案すれば信号機の必要性は低いと判断し、実施しない。		

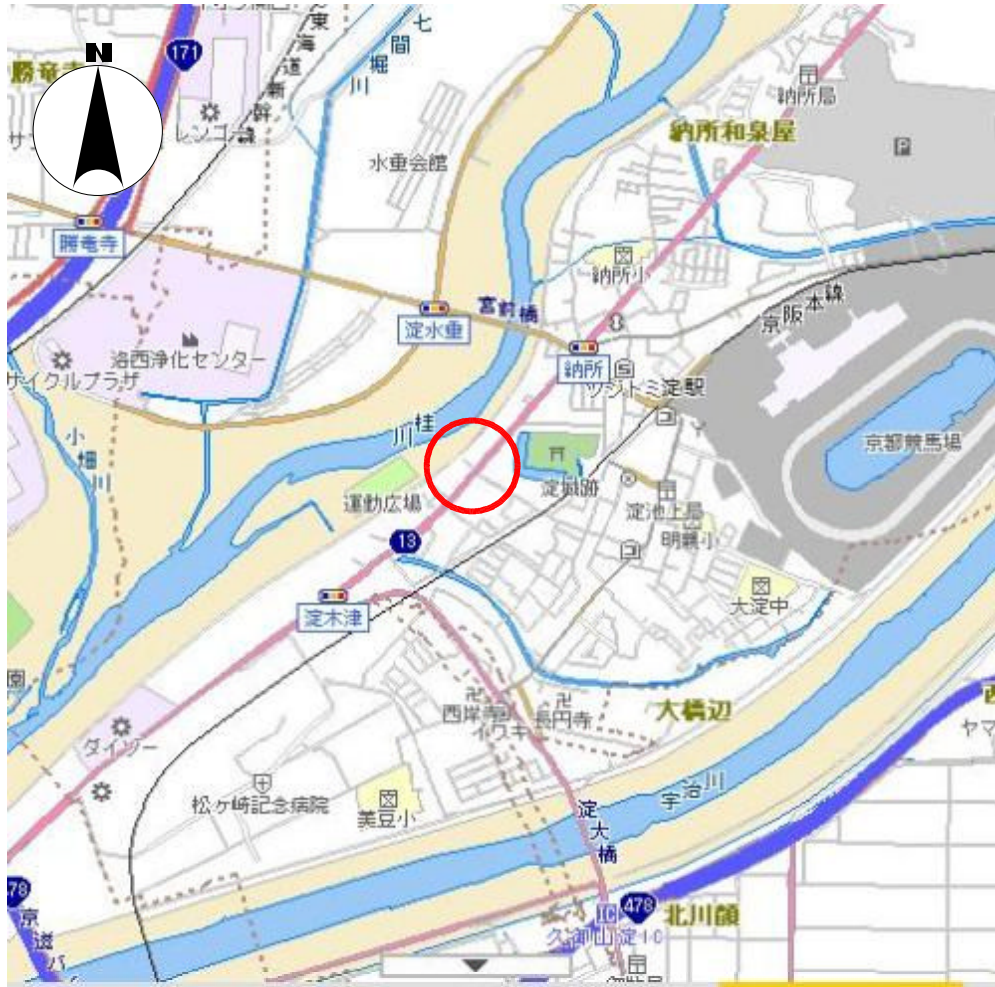
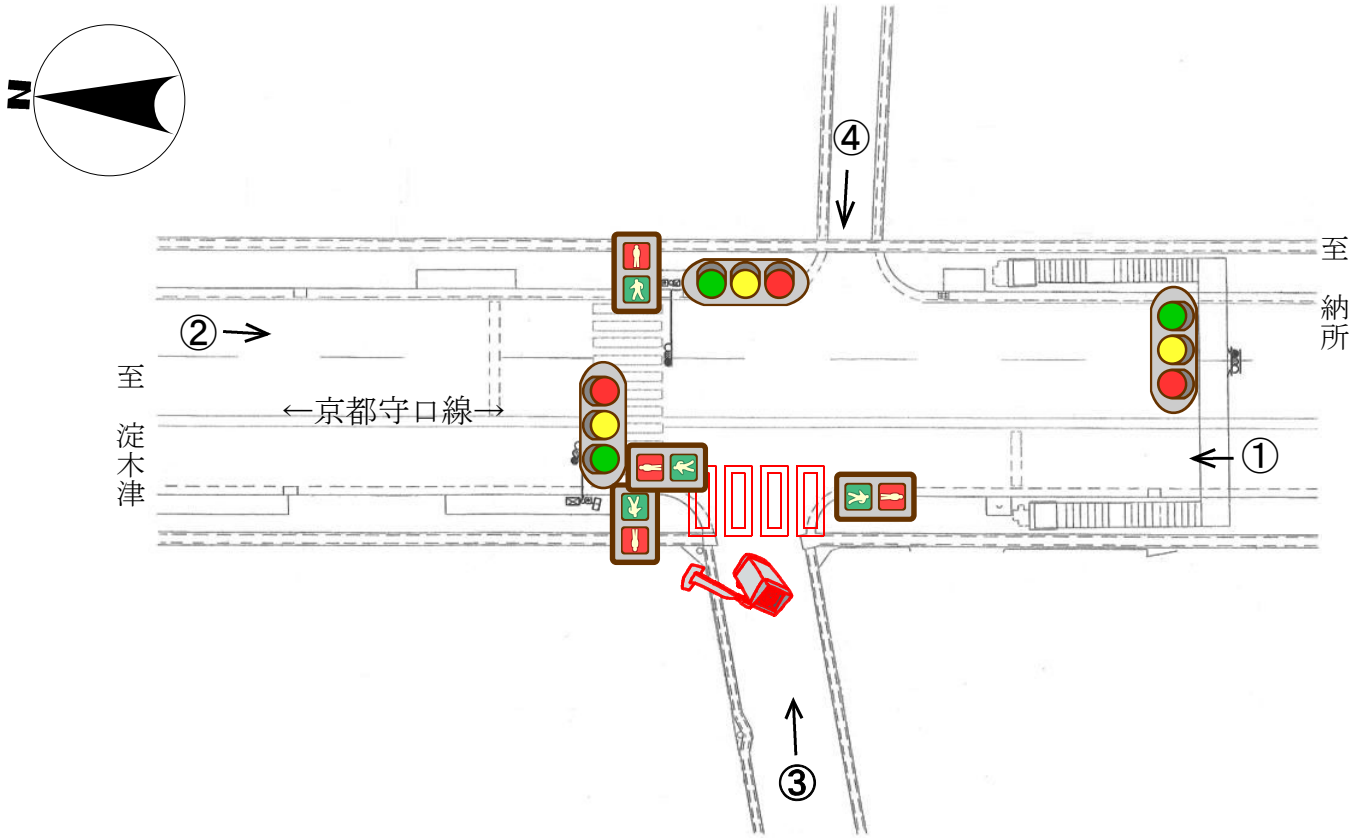
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	8	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・押ボタン式）	①②③	
所 在 地	山科区西野山中鳥井町91番地23先 勸修寺日ノ岡線（大石道）山科西野山経76号線交差点	④⑤⑥	
現 在 の 状 況	・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 付近は住宅が旧来からの住宅と新興住宅とが密集しており、東方には勸修小学校、東方には大石神社、山科神社がある。		
要 望 内 容	変則な交差点で東西横断用の横断歩道が設置されているが、大石道の交通量が多く横断のタイミングがないため、安全に横断できるよう押ボタン信号機の設置要望 受付番号317（6月28日受理）		
位 置 図		交 差 点 図 面	
対 応 案	東側路肩部分が暗渠であり、各市道が接続する部分も側溝となっているため、建柱場所がなく実施できない。		

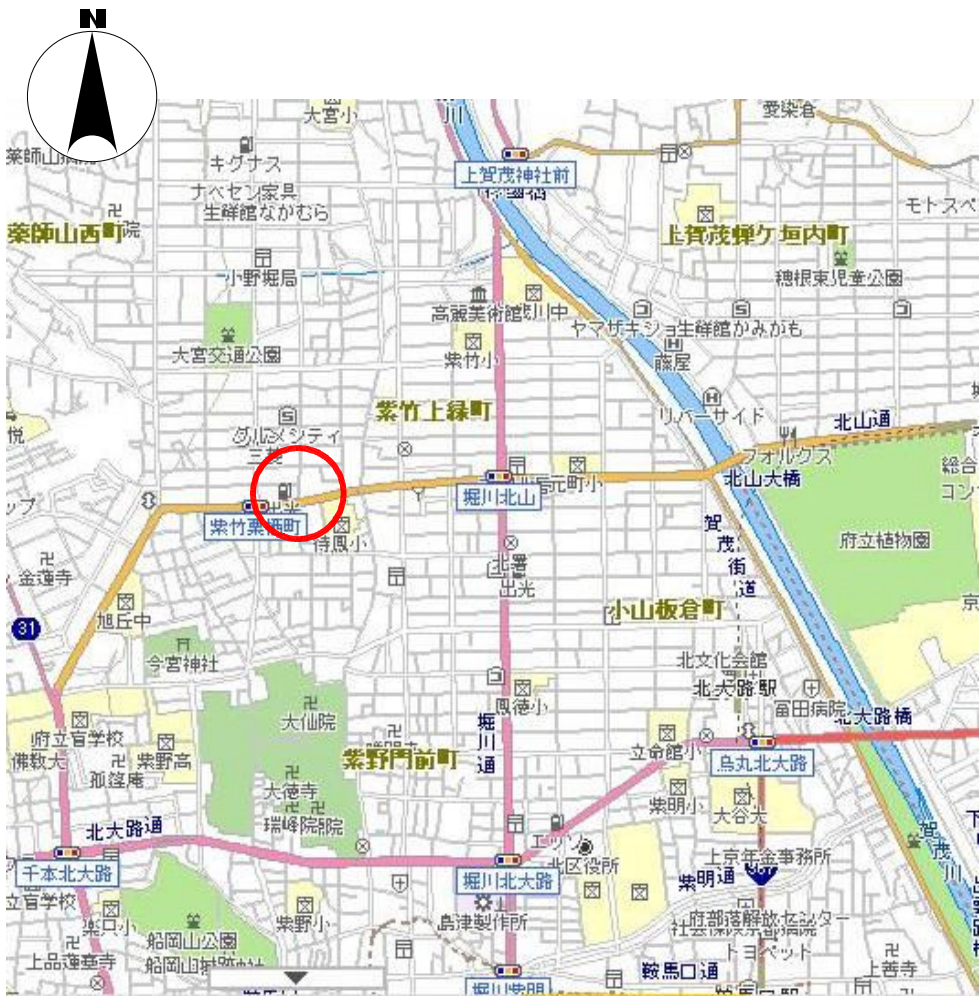
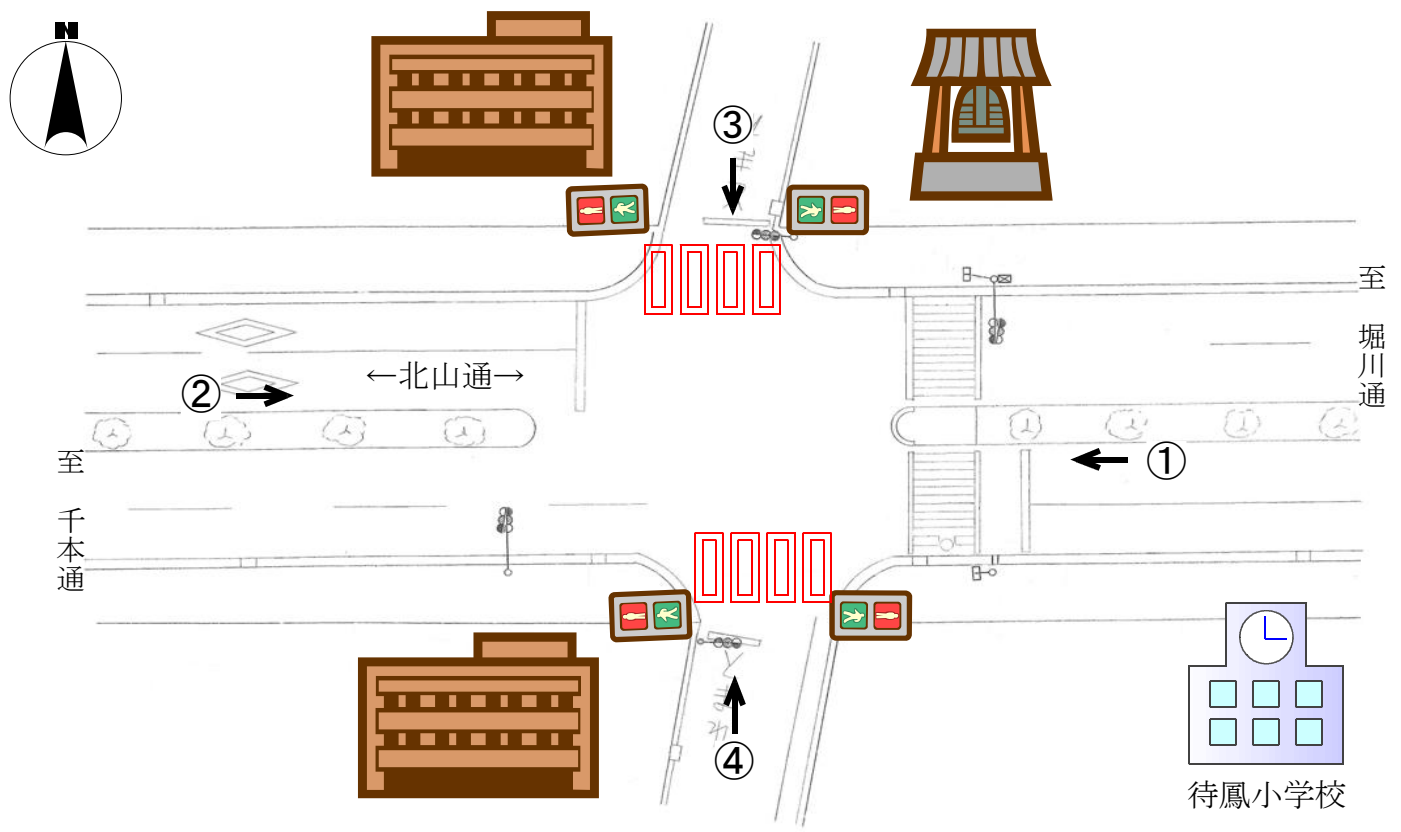
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整理番号	9	写真	
交通安全施設	信号機（新設・定周期式）	① ② ③	
所在地	右京区太秦木ノ下町1番地7先 国道162号（天神川通）太秦緯210号線交差点		
現在の状況	- 交通規制 交差点図面に記入のとおり - 付近の環境 付近は住宅、マンションがある。北側は京福電鉄嵐山線の山ノ内1号踏切になっており、北西には、嵐電天神川駅、地下鉄太秦天神川駅がある。		
要望内容	近年マンションが増え、太秦緯210号線から天神川通へ右折する際の見通しが悪い。また、天神川通を南行する際も右折車が見えにくい ため、安全対策として信号機の設置要望 受付番号329（6月28日受理）	④ ⑤ ⑥	
位置図		交差点図面	
対応案	交差点北西角への建柱が構造上できないため実施しない。なお踏切直前における停止義務、交差点には一時停止及び停止禁止の交通規制が実施されているため、現交通規制で対応		

府民公募型整備事業（府民提案型×既要望＞）

整 理 番 号	1 0	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（半感応化）		
所 在 地	京都市伏見区淀下津町 京都守口線淀下津交差点		
現 在 の 状 況	- 交通量の多い府道に位置する。 - 交差点南詰に押ボタン式信号機が設置されている。 - 交差側の交通量も多い。		
要 望 内 容	押ボタン式信号機だけなので、交差側の市道を出入りする車両等との事故が懸念されるため、半感応化を要望 受付番号1（4月4日受理）		
位 置 図		交 差 点 図 面	
対 応 案	実施する。		

府民公募型整備事業（府民提案型×既要望＞）

整 理 番 号	1 1	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（歩灯増設）		
所 在 地	京都市北区紫竹東栗栖町 北山通牛若交差点		
現 在 の 状 況	・ 待鳳小学校が隣接している。 ・ 信号機が設置され、南北方向には歩行者灯器も設置 ・ 通学路となっており、児童の横断数が多い。		
要 望 内 容	通学路となっており、東西方向への歩行者灯器増設を要望 受付番号2（4月11日受理）		
位 置 図		①  ②  ③  ④ 	
		交 差 点 図 面	
			
対 応 案	実施する。		